

東彼杵町条例第24号

東彼杵町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
をここに公布する。

令和5年12月6日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

## 東彼杵町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

東彼杵町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成13年条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(施設の名称及び位置)</p> <p>第2条 施設の名称及び位置は、<u>東彼杵町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成28年条例第22号）別表に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(供用開始の公示等)</p> <p>第4条 <u>下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）</u>は、施設の使用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始する年月日、排水区域その他必要な事項を公示し、一般の縦覧に供しなければならない。公示した事項を変更しようとするときもまた同様とする。</p> <p>(管理の委託)</p> <p>第5条 <u>管理者</u>は、施設の目的を効果的に達成するため、その管理の一部を維持管理業者等に委託することができる。</p> <p>(新設等の手続)</p> <p>第6条 汚水を施設に流入させるための排水設備の新設、移転、改造若しくは撤去（以下「新設等」という。）を行おうとする者は、あらかじめ<u>管理者</u>に届け出て承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(排水設備の改善義務)</p>	<p>(施設の名称及び位置)</p> <p>第2条 施設の名称及び位置は、<u>別表第1</u> _____<u>に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(供用開始の公示等)</p> <p>第4条 <u>町長</u> _____<u>は、施設の使用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始する年月日、排水区域その他必要な事項を公示し、一般の縦覧に供しなければならない。公示した事項を変更しようとするときもまた同様とする。</u></p> <p>(管理の委託)</p> <p>第5条 <u>町長</u> は、施設の目的を効果的に達成するため、その管理の一部を維持管理業者等に委託することができる。</p> <p>(新設等の手続)</p> <p>第6条 汚水を施設に流入させるための排水設備の新設、移転、改造若しくは撤去（以下「新設等」という。）を行おうとする者は、あらかじめ<u>町長</u>に届け出て承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(排水設備の改善義務)</p>

第7条 使用者は、し尿等を排水施設に流入させるときは、水洗によってこれをしなければならない。ただし、管理者が特別な事情があると認めた場合はこの限りでない。

(排水設備の工事の施工)

第8条 第5条の工事は、管理者が指定する業者（以下「指定業者」という。）がこれを行うものとする。

2 前項の管理者が指定する業者は、本町に登録しなければならない。

(排水設備の工事の検査)

第9条 排水設備の新設を行ったものは、その工事が完了したときは直ちにその旨を管理者に届けて検査を受けなければならない。

(施設の使用開始、休止、変更等の届出)

第10条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

(1)・(2) (略)

2 使用者は、次の各号に該当するときは、すみやかに管理者に届け出なければならない。

(1)・(2) (略)

(使用者の管理上の責任)

第11条 使用者は、善良な管理と注意をもって汚水に粗大物等が混入しないよう排水設備を管理し、異常があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は使用者の負担とする。ただし、管理者が必要なしと認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 (略)

第7条 使用者は、し尿等を排水施設に流入させるときは、水洗によってこれをしなければならない。ただし、町長が特別な事情があると認めた場合はこの限りでない。

(排水設備の工事の施工)

第8条 第5条の工事は、町長が指定する業者（以下「指定業者」という。）がこれを行うものとする。

2 前項の町長が指定する業者は、本町に登録しなければならない。

(排水設備の工事の検査)

第9条 排水設備の新設を行ったものは、その工事が完了したときは直ちにその旨を町長に届けて検査を受けなければならない。

(施設の使用開始、休止、変更等の届出)

第10条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ町長に届け出なければならない。

(1)・(2) (略)

2 使用者は、次の各号に該当するときは、すみやかに町長に届け出なければならない。

(1)・(2) (略)

(使用者の管理上の責任)

第11条 使用者は、善良な管理と注意をもって汚水に粗大物等が混入しないよう排水設備を管理し、異常があるときは、直ちに町長に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は使用者の負担とする。ただし、町長が必要なしと認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 (略)

(使用料の徴収)

第14条 (略)

2 使用者が納期限までに料金を完納しない場合においては、管理者は、納期限後30日以内に督促状を発しなければならない。

3 (略)

(使用料等の軽減又は免除)

第16条 管理者は公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない使用料等を軽減又は免除することができる。

(施設使用の停止)

第17条 管理者は次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対してその理由の継続する間使用を停止することができる。

(1)・(2) (略)

(排水設備の切離し)

第18条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で施設の管理上必要があると認めるときは、排水設備を切り離すことができる。

(1)・(2) (略)

(委任)

第20条 この条例の施行に関し、必要な事項は管理者が定める。

別表第1 削除

(使用料の徴収)

第14条 (略)

2 使用者が納期限までに料金を完納しない場合においては、町長は、納期限後30日以内に督促状を発しなければならない。

3 (略)

(使用料等の軽減又は免除)

第16条 町長は公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない使用料等を軽減又は免除することができる。

(施設使用の停止)

第17条 町長は次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対してその理由の継続する間使用を停止することができる。

(1)・(2) (略)

(排水設備の切離し)

第18条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合で施設の管理上必要があると認めるときは、排水設備を切り離すことができる。

(1)・(2) (略)

(委任)

第20条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

別表第1

施設の名称等

<u>施設の名称</u>	<u>位置</u>
<u>中尾地区農業集落排水処理施設</u>	<u>東彼杵町中尾郷604番地7</u>
<u>中尾グリーンセンター</u>	
<u>西部・音琴地区集落排水処理施設</u>	<u>東彼杵町大音琴郷190番地2地先</u>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。